

長崎市監査公表第 15 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 11 月 25 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘
同 三 谷 利 博
同 奥 村 修 計
同 林 広 文

1 監査の種類

財政援助団体等監査（令和 2 年 2 月 13 日付 長崎市監査公表第 1 号）

2 監査の期間

令和元年 9 月 4 日から令和 2 年 2 月 5 日まで

3 措置を講じた部局

| 区分 | 指定管理者名 | 公の施設 | 部局名 | 所属名 |
|----|---------------------|-----------------|---------|---------|
| 指摘 | NPO 法人 環境保全教育研究所 | 長崎市市民活動 センター | 市民生活部 | 市民協働推進室 |
| 指摘 | 特定非営利活動法人 長崎如己の会 | 長崎市永井隆 記念館 | 原爆被爆対策部 | 平和推進課 |

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

| 所属名 | 指摘 | 措置 |
|--|---|--|
| <p>NPO法人 環境保全教育研究所 (市民協働推進室)</p> | <p>(4) モニタリングについて 毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、指定管理者は管理業務の一部を外部に委託する場合に必要な市の承認を得ていないものがあるにもかかわらず、評価は「良好」となっている。 モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にいき、適切に評価を行われたい。</p> | <p>複数実施した外部委託のうち1件について、指定管理者から承認の申請がなかったが、市でチェックを漏らしていた。 書類、徴取、現地確認等を引き続き行いつつ、同様の誤りを生じさせないよう、確実に複数人でチェックを行うこととした。</p> |
| <p>特定非営利活動法人 長崎如己の会 (平和推進課)</p> | <p>(5) モニタリングについて 毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、指定管理者は管理業務の一部を外部に委託する場合に必要な市の承認を得ておらず、また、市内に本社を有しない業者へ委託しているが必要な理由書を提出していないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。 モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にいき、適切に評価を行われたい。</p> | <p>第三者に委託する場合の承認については承認処理をする必要があるとの認識がなかったため、本件に限らず協定に定めている必要な手続きの再確認を行ったことと併せ、他の指定管理施設においても同様の誤りが発生しないよう、再度協定の中身の確認を行った。 また、モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にいき、適切な評価に努め、他施設のモニタリング方法も参考にしながら確実な評価を行った。</p> |